



青森市の子育てを応援してます

サポセン通信

vol.33

2024.3.8発行

青森市子育てサポートセンターでは、家庭教育に関する学習機会の提供、青森市内の小中学校で行われている家庭教育学級の運営サポート、子育て講座《きらきら塾》や発達に心配のあるお子さんに関する講座《うとう塾》の企画運営、情報収集、発信、また子育ての相談の対応等を行っています。



講師：松本迪子さん

《第6回》きらきら塾 10/27開催

ネットでの危険や損害を知る ～予想されるトラブルを回避するには～



自分専用のインターネット接続機器を持つ子どもが増える中、インターネット利用に潜む危険と子どもをネットトラブルから守る対策について知るため、青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課の松本迪子さんを講師に迎え、講座を開催しました。

■子どものインターネット利用状況を知ろう

内閣府の調査では、低年齢層(0～9歳)で75%、青少年(10～17歳)で98.5%の子どもがインターネットを利用しており、さらに青少年が自分専用の接続機器を持つ割合は、89.5%です。「インターネットで知り合った人とメッセージ等のやりとりをしたことがある」の問いに、17.6%があると答えており、思わぬトラブルに巻き込まれる青少年が増えている一つの要因と考えられます。

■インターネットトラブルの対策

① ネットで知り合った人には絶対に会わない！

「未成年者略取誘拐事件」に発展するケースが発生しています。ネット上の知り合いとの交流は、オープンチャットで行い、指定した相手やグループ内のみが閲覧できるDM(ダイレクトメッセージ)でのやりとりはしないようにしましょう。

② 画像は送らない！

一度ネットに流出した画像は「デジタルタトゥー」といって、完全には消去できません。自画撮りはもちろん、家族や友達の写真も他人に送ったり、SNSに投稿したりしないようにしましょう。



③ 不適切なコンテンツをブロック！

未就学の子どもでも、自由にスマホやタブレットを使いこなすようになってきました。有害となる動画等に簡単にアクセスできないように、子どもの専用機器はもちろん、大人の機器でも、子どもに貸すときは、フィルタリングの設定をしましょう。(フィルタリングとは、違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心してインターネットを利用することをサポートする機能)

④ 誹謗中傷の投稿はしない！

子どもが、被害者・加害者にならないよう、家庭でSNSのルールを話し合い、適切な使い方を決め、投稿してもよい内容を共有しましょう。

■ルールを作ろう

一度立ち止まって考える癖を身につけることや、家庭のルール作りが重要な対策です。子どもが安全にインターネットを使いこなしていくために、子どもとよく話し合いながら、親がサポートをすることが大切です。

「インターネットは使い方ひとつで有用なものになります。子どもの興味関心を深めるきっかけになるツールとして安全に正しく利用するために、親子のコミュニケーションを大切にしたいです。」という松本さんの言葉が印象的でした。

◆ 青少年ネットセーフティハンドブック (3月上旬公開予定)

青森県男女・共同参画課作成



青森市子育てサポートセンター

【TEL・FAX】017-774-6537 (開設時以外は、留守番電話をお願いします。)

【E-mail】aomorishi-saposen@arion.ocn.ne.jp

【住所】〒038-0813 青森市松原1丁目6-3 サンピア(勤労青少年ホーム)2F

【開設日時】毎週火曜日 10:00～13:00

【ブログ】<http://blog.goo.ne.jp/saposenrarara>



ブログQRコード



3回シリーズ【子どもの発達と親の関わりを考える】と題して、岩田さんにお聞きしました。第2回は【小学校・中学年の子どもの発達の特徴と親の関わり方を考える】がテーマです。



「9歳の壁」というフレーズ、聞いたことありませんか。子どもの考え方が具体的思考から抽象的思考に変わっていく中で「壁」と感じるというものです。分数や少数で算数の理解スピードが落ちるのはそのためです。その「壁」は勉強だけでなく生活にもあります。

この時期の子どもたちはギャングエイジといわれ、気の合う仲間が集まるようになります。行動範囲も広がり、今までに聞いたことのない友達とも遊ぶようになり、仲間同士を呼び捨てで呼び合うようにもなります。親や先生など周りにいる大人よりも自分のそばにいる仲間からの影響を強く受け、時間を守らなかったり嘘をついたり親への反抗的な部分もちらつきますが、協調性や社会性を学ぶ機会にもなっています。ただ、周りを見る力がつくことで、他人と自分を比較し自信がなくなって卑屈になり、相手に素っ気ない態度をとったり、陰口を言ったりすることもあります。こういった危なっ

かしさもありますが子ども同士で知恵を出し合って対処する力も育っていきます。「壁」は子どもにとって成長するチャンスを秘めている時期です。

最近、習い事などで放課後に集まることが難しく、遊ぶ時間がたつぷりとある子どもは多くはありません。また、ひとりで過ごすことが好きな子どももいます。

親にできることは、子どもが友達と一緒に過ごしたいと思ったときに仲間づくりができる環境調整をすることです。子どもから素っ気ない反応が返ってきて「今日は何していたの?」と気にかけているメッセージを送り続け、困ったときに助けを求めやすくすることです。そして子ども自身が自分の良さを再確認できるように、子どもががんばりや良さを折に触れて伝え、子どもが仲間との豊かな体験を積めるように後押ししましょう。



講師：土崎純子さん

《第3回》うとう塾 7/14 開催



学びの場を楽しいものに



～進路に悩んだら聞いてみよう～



『うとう塾』ってなあに?
発達に心配(発達の偏りや遅れ)のある4歳～小学校中学校までの保護者や関心のある方を対象に、専門知識を持つ講師をお迎えして、年5回開く子育て講座です。

青森市教育委員会指導課教育支援室の主査兼指導主事 土崎 純子さんを講師に迎えてお話をさせていただきました。

障がいのある子ども又は障がい疑われる子どもの就学については、教育支援委員会を設置して調査審議することや、障がいの程度、状況などを総合的に検査・判断し、子ども一人一人に合った指導や支援の在り方、望ましい教育の場について保護者と共に話し合いをし、合意形成を図った上で就学先を決定することが紹介されました。

また、教育の場としては、①特別支援学級(その子の障がいの状況や特性に応じた少人数の学級編成(1学級8人以下)で指導・支援を行う)②通級指導教室(各教科等の指導を主として通常学級で行いつつ、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とした指導を言語通級指導教室やLD・ADHD通級指導教室で行う)③特別支援学校(将来の自立を見据え、必要な知識技能が身につけられるよう生活に根差した学習が中心で、専門の先生や施設・設備が整っている)があり、その子の特性に合わせた学びの場があるという説明がありました。

就学先決定までの流れとして、申込みから結果を案内できるまで、約3ヶ月を要するため早目の申込みが望ましいことや、保護者と子どもが事前に学校見学に行き、納得した上で就学先を決めることが大切であると話されました。

最後に、土崎さんは『自然と身につく』『がんばればできる』『失敗すれば気づく』が通用しない生徒もいます。でも『分かるように伝えれば、分かる』『その子に合った方法ならできる』と実感しています。お子さん・保護者の皆様が、安心して学びの場を楽しいものにするために教育支援室があります。」と話され、参加者からの質問にも終始丁寧に答えてくださいました。

◆教育支援室(就学先決定に向けた就学相談)

017-765-1507

◆教育相談室(発達や学習の進み具合等に)

017-743-3600(フレンドリー相談室)

